

# 地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則

平成 30 年 4 月 1 日

規程 3-19

[沿革] 平成30年12月21日	規程 3-19-1 =一部改正
平成31年4月1日	規程 3-1-11 =一部改正
令和元年12月26日	規則 3-19-2 =一部改正
令和2年3月27日	規則 3-19-3 =一部改正
令和4年3月7日	規則 3-19-4 =一部改正
令和5年3月31日	規則 3-19-5 =一部改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 人事（第4条—第14条）
  - 第1節 採用等（第4条—第7条）
  - 第2節 評定（第8条）
  - 第3節 異動（第9条）
  - 第4節 休職及び復職（第10条）
  - 第5節 退職及び解雇（第11条—第14条）
- 第3章 労働時間、休日及び休暇等（第15条—第22条）
  - 第1節 労働時間及び休日（第15条—第17条）
  - 第2節 休暇等（第18条—第22条）
- 第4章 育児休業等、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び修学部分休業（第23条）
- 第5章 給与及び退職手当（第24条—第25条）
- 第6章 研修（第26条）
- 第7章 表彰（第27条）
- 第8章 服務（第28条）
- 第9章 安全及び衛生（第29条）
- 第10章 懲戒等（第30条）
- 第11章 災害補償（第31条）
- 第12章 業務のための赴任または出張（第32条）
- 第13章 福利厚生（第33条—第34条）

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下この条において「労基法」という。）第 89 条の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下第 3 条及び第 11 条において「法人」という。）に勤務する専門スタッフの労働条件及び服務その他就業に関し必要な事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については、労基法及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において専門スタッフとは、地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第2条第1項に規定する職員に準ずるものとして、第4条に定める採用に関する手続を経て、あらかじめ指定した事務に従事させ、又は特定の配属先で勤務させることを目的として、期間の定めなく採用された者をいう。

2 専門スタッフの従事する業務又は配属先は以下のとおりとする。

- (1) 病院の医事業務（診療情報管理業務を含む。）
- (2) 理事長があらかじめ指定する病院の部、課又は室等であって、当該配属先における事務に関するリーダー業務
- (3) その他その事務に専門性又は特殊性があり、業務を継続する上で一定の知識又は経験を有する職員の確保が容易でないとして理事長が定める業務

(秩序の維持)

第3条 専門スタッフは、この規則に定められた義務を着実に履行し、法人秩序の維持に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用等

(採用)

第4条 専門スタッフの採用は、選考による。

2 前項に定めるもののほか、専門スタッフの採用に関し必要な事項は、地方独立行政法人長野県立病院機構職員人事規程により定める。

(労働条件の明示及び提出書類)

第5条 職員就業規則第5条及び第6条の規定は、専門スタッフの採用の際の労働条件の明示及び提出書類について準用する。

(試用期間)

第6条 職員就業規則第7条の規定は、専門スタッフとして採用された者の試用期間について準用する。

(転換)

第7条 専門スタッフは、職員就業規則の適用を受ける職員に転換することができる。

2 前項の職員への転換は、選考によるものとし、その方法等は理事長が別に定める。

第2節 評定

(勤務評定)

第8条 職員就業規則第8条の規定は、専門スタッフの勤務評定について準用する。

第3節 異動

(異動)

第9条 専門スタッフは、原則として業務上の都合による配置換、転勤、兼務、出向又は派遣を命ぜられることがない。

ただし、組織の変更又は地方独立行政法人長野県立病院機構職員安全衛生管理規程第13条及び第17条の規定による事後措置等によりやむを得ない場合にあってはこの限りでない。

第4節 休職及び復職

(休職及び復職)

第10条 職員就業規則第13条から第16条までの規定は、専門スタッフの休職及び復職につ

いて準用する。この場合において、同規則第 13 条中「地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程」とあるのは「地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ給与規程」と読み替えるものとする。

## 第 5 節 退職及び解雇

### (退職)

第 11 条 専門スタッフが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 定年に達したとき 定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日
- (2) 自己都合による退職を申し出たとき 法人が承認する日
- (3) 職員就業規則第 13 条第 1 項第 1 号に定める休職の期間が満了しても、休職事由が消滅しない場合（業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休職する場合を除く。） 休職期間を満了した日
- (4) 死亡したとき 死亡日

### (定年)

第 12 条 専門スタッフの定年は、年齢 60 年とする。

### (自己都合による退職手続)

第 13 条 専門スタッフは、第 11 条第 2 号の規定により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の 30 日前までに、理事長に退職願を提出しなければならない。

### (解雇、解雇予告、退職及び解雇後の責務)

第 14 条 職員就業規則第 21 条から第 23 条までの規定は、専門スタッフの解雇、解雇予告、退職及び解雇後の責務について準用する。

## 第 3 章 労働時間、休日及び休暇等

### 第 1 節 労働時間及び休日

#### (所定労働時間)

第 15 条 職員就業規則第 24 条の規定は、専門スタッフの所定労働時間（始業及び終業の時刻、休憩時間を含む。）について準用する。

#### (変形労働時間)

第 16 条 理事長は、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある専門スタッフについては、1 月以内の期間を単位とする変形労働時間制を適用する。

2 職員就業規則第 25 条第 2 項の規定は、前項の規定が適用される者の労働時間及び休憩時間について準用する。

#### (休日、時間外及び休日の労働並びに災害時の勤務)

第 17 条 職員就業規則第 26 条から第 28 条までの規定は、専門スタッフの休日、時間外及び休日の労働並びに災害時の勤務について準用する。

### 第 2 節 休暇等

#### (休暇の種類)

第 18 条 専門スタッフの休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び不妊治療休暇とする。

#### (年次休暇)

第 19 条 職員就業規則第 30 条及び第 30 条の 2 の規定は、専門スタッフの年次休暇の日数及び翌年度への繰り越しの他の扱いについて準用する。

#### (年次休暇の単位及び取得手続)

第 20 条 職員就業規則第 31 条から第 32 条の 2 までの規定は、専門スタッフの年次休暇の取得単位及び取得手続について準用する。

(療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び不妊治療休暇)

第 21 条 職員就業規則第 33 条から第 35 条の 3 までの規定は、専門スタッフの療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び不妊治療休暇について準用する。

(療養休暇、特別休暇及び不妊治療休暇の承認又は介護休暇及び介護時間の申出等)

第 22 条 職員就業規則第 36 条から第 37 条までの規定は、専門スタッフの療養休暇、特別休暇及び不妊治療休暇の承認又は介護休暇、介護時間及び欠勤の申出等について準用する。

第 4 章 育児休業等、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び修学部分休業

(育児休業等、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び修学部分休業)

第 23 条 職員就業規則第 38 条から第 40 条までの規定は、専門スタッフの育児休業等、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び修学部分休業について準用する。

第 5 章 給与及び退職手当

(給与)

第 24 条 専門スタッフの給与は、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

第 25 条 専門スタッフには、退職手当を支給しない。

第 6 章 研修

(研修)

第 26 条 職員就業規則第 43 条の規定は、専門スタッフの研修について準用する。

第 7 章 表彰

(表彰)

第 27 条 職員就業規則第 44 条の規定は、専門スタッフの表彰について準用する。

第 8 章 服務

(服務)

第 28 条 職員就業規則第 45 条から第 50 条までの規定は、専門スタッフの服務について準用する。

第 9 章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第 29 条 職員就業規則第 51 条から第 53 条までの規定は、専門スタッフの安全及び衛生について準用する。

第 10 章 懲戒等

(懲戒等)

第 30 条 職員就業規則第 54 条から第 60 条までの規定は、専門スタッフの懲戒等について準用する。

第 11 条 災害補償

(災害補償)

第 31 条 職員就業規則第 61 条の規定は、専門スタッフの災害補償について準用する。

第 12 章 業務のための赴任または出張

(業務のための赴任または出張)

第 32 条 職員就業規則第 62 条の規定は、専門スタッフの業務のための赴任または出張につ

いて準用する。

### 第13章 福利厚生

(共済)

第33条 職員就業規則第63条の規定は、専門スタッフの共済について準用する。

(宿舎)

第34条 職員就業規則第64条の規定は、専門スタッフの職員宿舎の入居について準用する。

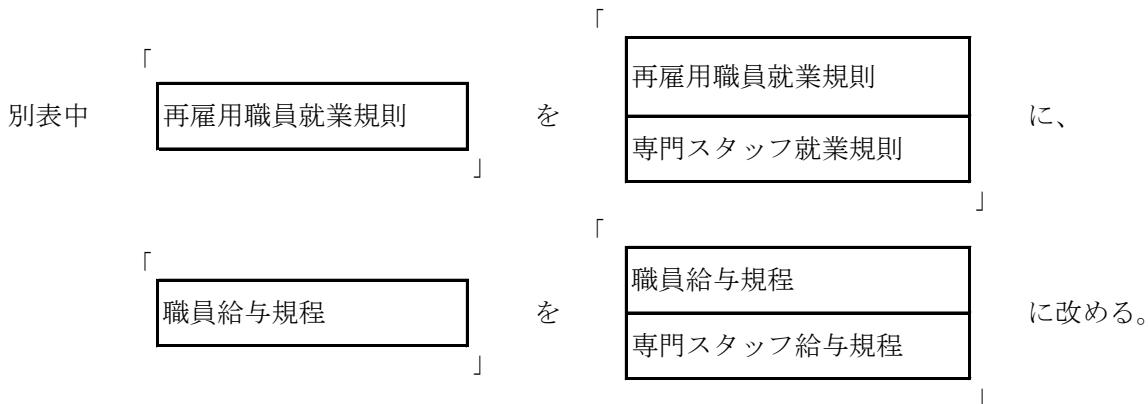
### 附 則

(施行日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(地方独立行政法人長野県立病院機構規程等の制定等に関する規程の一部改正)

2 地方独立行政法人長野県立病院機構規程等の制定等に関する規程の一部を次のように改正する。



(地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則の一部改正)

3 地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「職員として採用された者」の次に「(専門スタッフ及び地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則(以下第4項において「有期雇用職員就業規則」という。)第6条の2の規定により採用された者を除く。)」を加え、同条第3項中「地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則」を「有期雇用職員就業規則」に改め第4項とし、同条に次の1項を加える。

3 専門スタッフについては、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則の定めるところによる。

(地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則の一部改正)

4 地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「第3号」を「第1号、第3号」に改める。

(地方独立行政法人長野県立病院機構職員人事規程の一部改正)

5 地方独立行政法人長野県立病院機構職員人事規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「職員就業規則」という。)」の次に「、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を、第6条第7号中「有期雇用職員である者」の前に「専門スタッフ又は」を加え、第8条第1項第3号を第4号とし、同項第4号を第5号とし、同項第5号を第6号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 専門スタッフの採用については、その都度理事長が別に定める。

(地方独立行政法人長野県立病院機構職員の人事評価制度に関する規程の一部改正)

6 地方独立行政法人長野県立病院機構職員の人事評価制度に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則」の次に「、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を加える。

(地方独立行政法人長野県立病院機構労働時間及び休暇等に関する規程の一部改正)

7 地方独立行政法人長野県立病院機構労働時間及び休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「再雇用職員就業規則」という。)」を「(以下第2条及び第15条において「再雇用職員就業規則」という。)」に改め、その次に「、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を加え、「(以下「有期雇用職員就業規則」という。)」を「(以下附則において「有期雇用職員就業規則」という。)」に改める。

(地方独立行政法人長野県立病院機構職員の育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び修学部分休業に関する規程の一部改正)

8 地方独立行政法人長野県立病院機構職員の育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び修学部分休業に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則」の次に「、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を、「地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則」の次に「の規定」を、「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

第1条の2中「(以下「育児・介護休業法」という。)」を「(以下第2条において「育児・介護休業法」という。)」に改める。

第7条中「地方独立行政法人長野県立病院職員給与規程(以下「給与規程」という。)」を「地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程(以下第12条及び第15条において「給与規程」という。)」に改める。

第9条第7号中「地方独立行政法人長野県立病院機構労働時間規程」を「労働時間規程」に改める。

第10条中「(以下「育児短時間勤務職員」という。)」を「(以下第11条及び第12条において「育児短時間勤務職員」という。)」に改める。

第11条中「育児短時間勤務をしている職員」を「育児短時間勤務職員」に改める。

第21条中「長野県立病院機構退職手当規程」を「職員退職手当規程」に改める。

第26条第2号中「長野県立病院機構労働時間及び休暇等に関する規程」を「労働時間規程」に改める。

第29条の見出し中「退職手当規程の」を削り、同条中「長野県立病院機構退職手当規程」を「職員退職手当規程」に改める。

(地方独立行政法人長野県立病院機構職員研修規程の一部改正)

9 地方独立行政法人長野県立病院機構職員研修規程の一部を次のように改正する。

第1条中「地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則」の次に「、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を加える。

(地方独立行政法人長野県立病院機構職務専念義務の免除及び兼業に関する規程の一部改正)

10 地方独立行政法人長野県立病院機構職務専念義務の免除及び兼業に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「再雇用職員就業規則」という。)」を「(以下第3条において「再雇用職員就業規則」という。)」に改め、その次に「、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を加え、「(以下「有期雇用職員就業規則」という。)」を「(以下第3条において「有期雇用職員就業規則」という。)」に改める。

第4条の見出し中「職務専念義務」の次に「の免除」を加え、「職務専念義務免除(兼業)承認申請書」を「職務専念義務免除承認申請書」に改める。

第5条中「職務専念義務免除(兼業)承認申請書」を「兼業許可申請書」に、同条、第8条(見出しを含む。)、第10条及び第11条中「承認」を「許可」に改める。

第11条第1項中「届出」を「申請」に、同条第2項中「をし、又は兼業の届出を受けた後に」を「をした後において」に改める。

別紙様式中「職務専念義務免除(兼業)承認申請書」を「職務専念義務免除承認(兼業許可)申請書」に、「職務に専念する義務の免除(兼業)を承認」を「職務専念する義務の免除を承認(兼業を許可)」に改める。

(地方独立行政法人長野県立病院機構ハラスメント防止規程の一部改正)

11 地方独立行政法人長野県立病院機構ハラスメント防止規程の一部を次のように改正する。

第1条中「地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則」の次に「、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を加える。

(地方独立行政法人長野県立病院機構職員安全衛生管理規程の一部改正)

12 地方独立行政法人長野県立病院機構職員安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「職員就業規則」という。)」を「(以下第2条において「職員就業規則」という。)」に改め、「地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則」の次に「、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を加え、「(以下「有期雇用職員就業規則」という。)」を「(以下別表第1(第11条関係)において「有期雇用職員就業規則」という。)」に、「第22条」を「以下第22条」に改める。

別表第1の備考中「第5号及び第6号」を「第3号及び第4号」に改める。

「別表2」を「別表第2」に改める。

(地方独立行政法人長野県立病院機構職員の懲戒等に関する規程の一部改正)

13 地方独立行政法人長野県立病院機構職員の懲戒等に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「職員就業規則」という。)」を「(以下第5条及び第9条において「職員就業規則」という。)」に改め、「地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則」の次に「、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を加える。

第2条中「以下」を「以下この条及び第3条において」に改める。

(地方独立行政法人長野県立病院機構旅費規程の一部改正)

14 地方独立行政法人長野県立病院機構旅費規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「役員規程」という。)」及び「(以下「職員就業規則」という。)」を削り、「地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則」の次に「、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を加え、「並びに」を「並びに」に、「(以下「法人」という。)」を「(以下第28条において「法人」という。)」に改める。

第3条第2項中「以下」を「以下この号及び第25条において」に改める。

(地方独立行政法人長野県立病院機構表彰規程の一部改正)

15 地方独立行政法人長野県立病院機構表彰規程の一部を次のように改正する。

第3条中「地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則」の次に「及び地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則」を加える。

附 則（平成30年12月21日3-19-1）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日3-1-11）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日3-19-2）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日3-19-3）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日3-19-4）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日3-19-5）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。